

ドイツにおける女性の大学教育の開始と急増，危機

——19世紀末からヴァイマル時代の女性の大学教育の社会史——

田 村 栄 子

目 次

はじめに

1. 女性の大学入学許可に至る過程
2. 初期の女子学生の社会的プロフィール
3. アカデミック職業の女性への門戸開放
4. ヴァイマル時代の女子学生の社会的プロフィール
5. ヴァイマル末期における女性の大学教育の危機

おわりに

ドイツにおける女性の大学教育の開始と急増，危機

——19世紀末からヴァイマル時代の女性の大学教育の社会史——

田村 栄子*

はじめに

本稿は、ドイツにおいて女性の大学入学が実現した過程と要因、初期の女子学生像、ヴァイマル時代に女子学生が急増した要因と彼女たちの具体的な姿、そしてその末期に女性を大学・アカデミック職業から排除するべく強まってくる動きを明らかにするものである¹⁾。

その際ドイツにおけるこうした問題は、一般的な性差別という視点のみでは理解されがたく、社会における大学、大学卒業者の位置と結合させて考えられねばならない、と筆者は考えている。簡潔に記せばその理由はこうである。ドイツ近代の支配的エリートは、教養市民層 (Bildungsbürgertum) であるが、その社会層帰属の基本的メルクマールは、中等教育 (とりわけギムナジウム) と大学教育 (akademische Ausbildung) を修めたことにあった。他方で教養市民層に所属する個人は、大学教育の一定の課程修了という教育資格に基づいて受験できる国家試験に合格してアカデミック職業に就くアカデミカーである。このように、中等教育修了資格であるアビトゥーア (Abitur) と大学教育、国家試験とアカデミック職業、そして身分としての教養市民層が重層的に絡み合う支配エリートの構造が第二帝政時代に確立した²⁾。女性の大学入学問題は、女性が男性の牙城であったそのエリートの隊列に自分の力で連なることが可能となったことを意味する。こういう視点からテーマに接近する本稿は、大学や学生だけではなく、その前提となる女子中等教育と、その修了後のアカデミック職業にも触れざるをえない。

1. 女性の大学入学許可に至る過程

世界において女性に対して最初に大学の門戸を開いたのはアメリカ合衆国の数カレッジ (1833年) であり、1860–70年代にフランス、イギリス、スカンジナビア諸国、ロシア (医学のみ)、スイスなどが続いた。ドイツは女性に対して門戸が「顕著に遅くまで」閉ざされていた国である³⁾。

ドイツにおいては、大学教員個人の裁量で許可されていた女性聴講生が1870年に原則として禁止されて以降、1891年にハイデルベルク大学で初めて女性聴講生が許可され、99年までに全大学で聴講が許可された。

女性の大学入学許可については1891年に帝国議会で初めて討議され、各邦の判断に委ねると決定された。帝国内務省は98年2月23日、医者職業に女性が就くことには何の障害もなく世論も賛成の意向、という決定を出したが、それに対して例えばミュンヘン大学評議会は5月21日に拒否の

* 広島大学大学教育研究センター学外研究員／佐賀大学文化教育学部教授

意を示した。1901年9月18日、バイエルン邦政府は邦内の3大学評議会宛てに女性の入学許可を求める政府決定を伝えたが、ミュンヘン大学は02年1月に拒否した。しかし03年9月にバイエルン政府は省令により女性の大学入学を認めた。最初に女性の入学を認めたバーデン邦（1900年2月）に続いて二番目である。ヴュルテンベルク（04年）、ザクセン（06年）、テューリンゲン（07年）、ヘッセン（08年）、最大の邦プロイセン（08年）などと広がり、09年のメックレンブルクを最後に全ドイツにおいて女性の大学入学が許可された。いずれも邦政府の政令に基づいている⁴⁾。

女性もようやく妻や娘としてではなく、本人自身の力でアカデミック職業に就き教養市民層の隊列に連なる前提条件を手中にすることが可能となったのである。しかしそのことは、男性のみの砦であった教養市民層の閉鎖性を突き崩す橋頭堡が築かれたことを意味した。伝統的女性観と女性の侵入による社会的威信低下への恐怖の入り交じった感情で、男性教授は女性の大学入学に抵抗したのであろう。上述のバイエルンは、女性の大学入学に関しては政府の方が大学よりもまだしも積極的であったことを示している。

最大の邦であるプロイセンは諸邦のなかでは最後から二番目に女性に大学を開放したのであるが、そのことは三級選挙法を実施している邦政府の権威的政治体質と大きく関わっているといつてよかろう。その苦汁の決断の舞台裏をみておこう。1905年夏にプロイセン文部大臣シュトットは、プロイセンにおいて女性の大学入学を許可すれば、能力と教養ある女性が南ドイツに流出するのを防ぐことになるだろうと述べたのに対して、大蔵大臣ラインバーベンと帝国宰相フォン・ビューローは以下のように不賛成の意を示した。女性の大学入学を認めれば女子中等教育の内容を「女性の生活にとってずっと重要な心的精神的教育よりも事実に基づいた知識の獲得」におくよう変えねばならない。またそれは必然的にアカデミック職業の女性への開放に連動することになり、法律・行政官吏、弁護士などを女性に開放すれば、女性に選挙権を与えねばなくなるであろう⁵⁾、と。先進に追いつくメリットを歓迎しつつも連鎖反応を恐れる政治的判断が示されていて、女性への大学開放がそれ自体の問題ではすまなくなり、国民統合の問題と深く関わる時代になっていることが見て取れる。

大学内における女性の入学許可への抵抗は、とりわけ伝統的に教養市民層再生産の性格の濃厚な医学部・法学部において強く見られる。19世紀の80-90年代には、女性は頭脳が軽いので研究は無理であり、月経・妊娠などのため肉体的にも研究に耐え得ないといった内容の、医師の手になるパンフレットが出回った。1898年のドイツ医師大会は、女性が大学で医学を学ぶことは患者にも女医自身にも有益ではなく、「医師の社会的威信を低下させ、公共の福祉にマイナスになる」という見解を表明した⁶⁾。ここには、女性に対する生物学的・社会的差別とともに、女性が教養市民層の隊列に加わることへの恐怖心が見られる。それは以下の二つの面から生じている。一方で1880年頃から医師・法律家などのアカデミック職業は過剰気味であり、そこに女性が加わることは競争者が増えることになる。他方でこの頃はまた、急速な高度工業化に伴う商工業ブルジョアジーの台頭、労働運動やマスコミュニケーションの発達による新しい知的エリートの登場などにより、教養市民層は身分的危機に襲われていた⁷⁾ので、そこに女性が入ることによって、自らの社会的威信が加速度的に低下すると恐れたのである。

しかし、教養市民層といえども一様ではなく、娘の父親という立場としては、娘の大学入学を望む者も出てきて当然である。世紀転換期には、経済の高度工業化に伴う生活様式の変化、教養市民層の社会的経済的状態の相対的低下、非婚者数の増大といった状況のなかで、非婚の教養市民層女性の職業問題が社会的に取り沙汰されるようになった。こうしたなかで娘の親という立場では女性の大学入学に賛成の意向をもった者もいるであろう、との推測も成り立つ⁹⁾。

女性の大学教育を最も早くから最も熱心に要求し続けたのは、1888年にヴァイマルにおいて創設された団体「女性協会・改革」(Frauenverein Reform)である。これは、女性の大学入学許可の陳情や世論喚起の運動を展開するとともに、93年にドイツで最初のアビトゥーア取得に近づく女子ギムナジウムを、バーデン邦の援助を得てカールスルーエに創設した。その2年後組織は決裂し、ブルジョア女性運動急進派(女性参政権獲得を主たる運動目標とする)と接近した方のグループは団体「女性教育-女性大学教育」(Frauenbildung-Frauenstudium)を結成して、女性の大学入学許可と男女共学実現に向けて、主としてバーデンにおいて積極的に活躍した。この「女性協会・改革」の発足時の考えは、以下のようなものである。女性問題の中心点は「教養ある中間層」(=教養市民層)の娘のなかに非婚で経済的に自立しなければならない者が増えているので、彼女たちが「その社会的地位に見合った、しかも十分な報酬のある職業に就ける」のを準備する教育の場をつくらねばならないことである⁹⁾。バーデン邦がドイツで最初に女性に大学を開放したのは、ドイツ諸邦のなかでは自由主義的空氣が強いことや彼女たちの努力にあずかること大であるといつてよいのであろうか。

女性のアカデミック職業からの排除を、正面から批判したのはブルジョア女性運動急進派の主導的活動家ヘドヴィック・ドーム(Hedwig Dohm)である。彼女は、ミュンヘン大学の解剖学教授(Th.von Bischoff)が、1872年に女性は医学の教育にも職業にも適さないという趣旨のパンフレットを出版したのに対して、以下のように反論した。女性をアカデミック職業から排除するのは「男性の違法な独占欲」である。そうした考えの背後には「精神的で有利な仕事は男性、肉体的で報酬の低い仕事は女性に」という性別役割に基づいた「分業」という差別的な思想が潜んでいる¹⁰⁾、と。

このように急進派は、両性の対等・平等を基本に据えて、女性教育の改革に取り組んだが、それに対して、母性という「女の特性」を強調しつつ、女子中等教育の改革に最も精力的に取り組んだのは、ブルジョア女性運動穏健派である。私立女子中等学校教員のヘレーネ・ランゲ(Helene Lange)を中心とする女性団体や女性教員団体は、大学の女性への開放、女子中等教育制度の改革、公立高等女学校上級課程への女性教員の就職などを要求して、1887年のプロイセン文部省や議会への請願行動を皮切りに活動を展開した。また自分たちの願望実現のために89年から、ベルリンやライプツィヒにおいて私立女子中等学校に接続・上構するアビトゥーア取得可能な課程を設置した。1896年にはベルリンの課程から6名のアビトゥーア取得者が出た。ドイツ女性として初めてのケースである。ランゲはこのことを次のように報告している。「フレッシュな生が躍り出た」。「3月28日のドイツの大新聞は例外なくこれを好意的に報道している」¹¹⁾、と。

ランゲたちに続いて他の数都市で上層市民層男女の私的 effort で女性のアビトゥーア取得可能な課程が設置され、数邦で男子ギムナジウムが女子を受け入れたこともあった。また女子中等学校は施

設・生徒数ともに増え続けており、その卒業生の進路問題や教員養成制度の整備も重要な社会的課題となっていた。さらにその上級学年を担当する教員は、大学教育を受けた男性が担当していたので、女子の教育は女性の手で、と女性教員の側からも上級を担当出来る教員資格を取得出来るよう大学の女性への開放要求が高まってきていた。ついに1906年1月プロイセン文部省は、大学教授、女性教員、女子中等学校の校長・教員など42人からなる会議を開催して、女子中等学校改革についての草案を提出した。そこでは10年間の女子中等学校の上に4年間のアビトゥーア取得可能な（男子中等学校に準じた）3コースが設置されていた¹²⁾。ランゲは3月に早速この案に対してコメントした。自分たちは、中等女学校7年後に分岐して、6年間のアビトゥーアコース、すなわち総計13年間の学修（学術的な科目に加えて家政的な科目も学ぶので男子より1年長くかかるのは、やむをえないと考えた）を要求していたので、14年間もかかるこの改革案には原則的に反対である。しかし、こうした問題にもかかわらず「予想もしなかった喜ばしい進歩」である¹³⁾、と。結局文化省はランゲたちの意見にしたがった形で、1908年8月18日「中等女子教育制度の新規定」を出した。

女子中等教育機関におけるアビトゥーア取得の方向を定めた以上、女性への大学入学はそれと連動して当然許可せざるをえず、同じ日に女性への大学開放の指令が出されたのである。アカデミック職業への女性の参入について触れておくと、1899年4月の連邦参議院の指令により男性と同等に医師・歯科医師・薬剤師の国家試験受験が認められ、1905年12月14日のプロイセン文化大臣令により男性と同等に、大学の最低6ゼメスター修了後に中等学校教員資格試験の受験が女性にも認められた。さらに1909年にプロイセンにおいて、上級女性教員養成所を修了後2年間の教師経験を経て大学の哲学部に入学が可能となり、13年には全学部への進学の道が開かれた¹⁴⁾。

2. 初期の女子学生の社会的プロフィール

ドイツの大学において女性の学修が許可される前は、ドイツ女性は主としてスイスのツューリヒ大学（1867年に女性にも開放）で学んでいた¹⁵⁾。

ドイツ全土において女性に大学が開放された1908/09年冬学期に、全総合大学においてドイツ国籍の女子学生は974人（全学生の2.2%）在学していた。1911/12年冬学期には2,458人（4.8%）となった。彼女たちの年齢構成を見ると、30歳以上が21%であり、男性の30歳以上-2.6%と比べると、大学へ行きたいが今までは許されなかった女性が押し寄せたことがわかる。社会的出自を後掲の[表3]からみると、初期には女性は男性に比して、教養市民層出身者が多く、中下級官吏など中下層出身者が少ないことがわかる。

1911/12年冬学期の全総合大学のドイツ国籍学生の専門分野についてみると以下のようなになる。神学専攻の男子学生は全男子学生のなかの8.9%、同様に女子学生は全女子学生のなかの0.1%（2人）、同様に法学男-20.5%、女-1.4%（35人）、医学男-20.1%、女-18.3%、歯学男-1.7%、女-1.5%、薬学男-2.0%、女-0.4%、文学・言語・歴史男-23.2%、女-50.0%、数学・自然科学男-14.1%、女-18.8%である。哲学部（後の二専門分野）に女子学生の70%近くが学んでいたことになる。神学・法学においては女子は消え入るような存在である¹⁶⁾。女子の専門志向のこうした傾向は、アカ

デミック職業の門戸が女子に対して開かれているか否かと大きく関わっている。

以上にもまして興味深いのは、女子学生の帰属宗派である。1911/12年のプロイセン邦全総合大学におけるドイツ国籍学生のなかで、ユダヤ教徒学生について見れば、男子は男子全体の6.6%、女子は女子全体の11.3%である。ちなみに1910年のプロイセン全人口のなかでのユダヤ教徒の比率は、1.0%である。ユダヤ教徒学生は、全人口に比して過剰代表されており、とりわけ女子にその傾向が顕著であることがわかる。医学部女子においてはユダヤ教徒は28.6%（58人）である。このような現象は帝政期のドイツにおいてユダヤ教徒、とりわけ女子がおかれた状況を色濃く反映している。一方でドイツ社会への同化が進みつつも、反ユダヤ主義風潮が高まるなかで、実業への道が閉ざされた女子にとって、自立した人生を歩むために最もふさわしい職業として教師、医師が好まれたのである¹⁷⁾。

数字で示された初期女子学生の様子を眺めたが、雰囲気を知ることが出来る事例にも触れておこう。女子のなかには男子の学生組合に類似した、ナショナリスティックな学生組合が1905～14の間に幾つか出来た。キリスト教系のものもあった。1906年に非政治的非キリスト教的な「学ぶ女性連合」が出来た¹⁸⁾。

先輩女性からの女子学生への期待の声を聞こう。マリアンネ・ヴェーバー (Marianne Weber) は学問の細分化を批判しつつ、1904年に「個々の研究者が巨大な機械の小さな歯車になってしまった」今日、学問する女性が学んでえた知識を「現実の生活」に反映するように、と知と生 (Leben) の総合を女性に期待した¹⁹⁾。それは、初期の女子学生が女性運動の経験者であったり、職業への強い意志をもち学問にも人生にも「挑戦的な世代」であったことから出てきたものであった。しかし、女子学生が世情の話題にもなってきた1917年に、マリアンネ・ヴェーバーは、以下のように述べている。女子学生「第二世代」は、「選り抜き」の第一世代と異なり、異性との交流にも違和感なく、人生を楽しみ、学問特有のことには男子学生ほど興味を示さない者もあるかも知れないが、しかし、学と生を全体として把握しようとする姿勢を評価して暖かく見守ろう。彼女たちはおそらく英雄的な第一世代よりも大学に対してアットホームに感じていないであろうから²⁰⁾、と。

3. アカデミック職業の女性への門戸開放

ヴァイマル憲法は、欧米のなかでは顕著に早く、男女20歳以上の国民に平等に選挙権を認めた。女性は法的にはあらゆる面で男性と同等とされたのである。女性公務員に対するあらゆる例外規定は廃止するという第128条にしたがい、バイエルンにおいて1867年、プロイセンにおいて1892年に法制化されていた女性教員の独身制²¹⁾は、廃止された。

教養市民層の中核である大学教員への道は、大学教員資格 (Habilitation) の取得により開かれるが、これについての女性への差別的措置、つまり受験不許可は1918-20年 (プロイセンは1920年) に公的には廃止された。こうした措置がなされる前にも、ボン大学が独自に「教授」のタイトルを与えたというようなこともあった。他方で法的には大学教員資格を取得できるようになったヴァイマル時代において、実際に大学教員資格を取得出来た女性は非常に少なく、それに基づき就職出来

たものは極度に少なかった。1918–28年の間に全ドイツで44人の女性が教授資格取得、1933年に女性教授は2人（生物学と教育学）であった。ちなみに女性学位取得者は、例えば社会科学・経済学分野において、1890–1933年に1,262人である²²⁾。

国家試験における女性差別の最後になった司法関係への女性の参加問題は、男性法律家の強い抵抗に遭った。1922年10月に「司法の官職と職業への女性の許可に関する法」が布告されたが、裁判官や弁護士の職業団体は最後までこれに対して頑なに拒否的態度を示した。1921年5月の第4回裁判官大会では以下のような議論がなされた。女性は肉体的特性からして著しく「感情に左右されやすく」、これは「最高の職業教育によっても除かれない」。もし女性運動や政治的機会主義への妥協から女性に司法職を認可するならば、客観的な判断が義務づけられている司法が損なわれるであろう。こういう議論を経て、250人の裁判官・検事の参加者のうち、98%の賛成（5人の反対）で「専門家としての義務から」女性の司法への参入は拒否されたのである。続いて1922年1月のドイツ弁護士協会代表者会議も激しい議論の末、女性の司法への参入許可は司法を損なう、との理由で参入拒否の決議をした。こうした男性法律家の態度は新参者の女性に影響を与えざるをえないであろう。1933年に弁護士・公証人合わせて18,766人のうち女性は252人（1.34%）であり、裁判官・検事は極端に少なく、10,441人のうち女性は36人（0.34%）であった²³⁾。聖職への道は末期まで閉ざされていた²⁴⁾。

以上のことからヴァイマルの民主主義社会になって、確かに女性にも法的にはアカデミック職業のあらゆる面に門戸が開かれたが、実質的には帝政期に開かれていた分野以外は、女性には疎遠であったといえよう。教養市民層の中核部分である大学教師、法律家、聖職者の世界から女性は排除され続けたも同然であった。

4. ヴァイマル時代の女子学生の社会的プロフィール

ヴァイマル時代の女子学生について、まず特筆されなければならないことは、急速な量的拡大である。[表1]にみるように、最高時の1931年夏学期に18,532人（全総合大学、ドイツ国籍学生）となり、全学生の18.6%を占めるに至った。ヴァイマル出発時の、2.65倍強の伸び率であり、男子学生の伸び率1.22倍と比べると格段の差がある。なお、ドイツには工科大学を初めとした数種の単科大学 (Hochschule) が存在し、精確に言えばそれらをも含めたデータについても検討しなければならないが、それらについては紙幅の関係で割愛せざるをえない。ちなみに上記時点の諸単科大学と総合大学を合わせた女子学生数（ドイツ国籍学生）を示せば、21,069人（全学生の16.1%）である。ここからわかるように、諸単科大学における女子学生の比率はかなり低い²⁵⁾。

このような急速な拡大の理由は、進学意欲の増大、アカデミック職への就職機会の拡大、女子中等教育機関の拡充に求められよう。まず第一に、進学意欲の拡大については、上記マリアンネ・ヴェーバーの発言に見られるように、第一次大戦下に既に、それほど強い向学心をもったとはいえない女性も大学に登場し始めており、中等教育を受けた女性にとって大学進学が卒業後の一つの重要な選択肢になりつつあったといえよう。さらにヴァイマルの民主主義は、男女平等への女性の意欲

[表 1] 総合大学における全学生数（留学生含む場合と含まぬ場合）、女子学生数、（ドイツ）ユダヤ教徒学生数

	留学生含む全学生		ドイツ国籍学生		ユダヤ教徒 (ユダヤ教徒/全体)	ユダヤ教徒女子 (ユダヤ女子/ユダヤ全体)
	全 体	女子 (割合%)	全 体	女子 (割合%)		
1908/09 冬学期	47,764	1,132 (2.4)	43,885	974 (2.2)	データなし	
1925/26 冬学期	58,724	6,760 (11.5)	47,856	5,682 (11.9)	データなし	
1931 夏学期	103,912	19,394 (18.5)	99,432	18,532 (18.6)	3,642 (3.66%)	1,148 (31.5%)
1932/33 冬学期	92,601	17,192 (18.6)	88,235	16,453 (18.6)	3,336 (3.78)	1,086 (32.6)

出典：H. Titze, Datenhandbuch zur deutschen Bildungsgeschichte, Bd., 1, 1. Teil, S. 42f., 227 より作成。☆1) ヴァイマル時代の学生数に関して、1925/26冬学期は最少、1931夏学期は最大。2) 全国レベルでの学生の宗派別統計は1928年から存在。3) ドイツ全国におけるユダヤ教徒の割合は、1925年-0.90%、1933年-0.77% (Ebd., S. 227) である。

を刺激したことも考えられ得ることである。

次にアカデミック職業について言えば、女性には大学や司法の場はまだまだ閉ざされていたが、医師、女子中等学校教員の職は、大学卒女性の職業として定着しつつあった。医師についてみると、1925年に女性医師は2,572人（全体の5.4%）であったが、1933年に4,367人（8.6%）と1.7倍の伸び率である。女子中等学校において上級の学術科目を担当する大学卒教員のうち女性教員は、1921年-984人（全体の39.8%）、1926年-1,167人（45.1%）、1932年-1,782人（49.1%）と増え、女性校長も1926年-32人（10.5%）、1932年-67人（20.1%）と増加傾向にある²⁶⁾。

最後に女子中等学校の拡充について述べておこう。1923年の改革によって女子中等教育は制度的には男子中等学校により近づいたものとなった。共通の基礎学校（4年）の上に9年課程のアビトゥーア取得可能な、古典語を欠く上級高等女学校 (Oberlyzeum) が新設された。それと並列して高等実科型上級高等女学校と改革実科ギムナジウム型上級高等女学校が設置された。また基礎学校の上に6年間の高等女学校 (Lyzeum), さらに希望すればその上に1~2年課程・非アビトゥーアの家政学校 (Frauenshule, 1927年頃から3年の高等家政学校 Frauenoberschule へ移行) が設置された。また高等女学校4~5年目に接続する（男子中等学校に類似した）アビトゥーア取得可能な3コース (Studienanstalt) は残された。このような拡充・整備が功を奏して、女子中等学校生徒は、プロイセンの第11~13（上級）学年に例をとれば、1921年-8,406人から1931年-23,750人へと2.8倍に増加した。上級学年の全生徒に対する女子生徒の比率は、19.4%から25.4%に増えた。女子上級生徒が急増したとはいえ、1931年プロイセンにおいて、アビトゥーアを取得した男子は同年齢の男子の4.81%であるのに対して、女子の場合は1.41%にすぎなかった。同年の全国19~23歳の同年齢人口に対する全大学進学率は、男子3.248%に対して、女子0.626%であった²⁷⁾。

女子学生の実態に移ろう。まず専攻分野について、[表 2] と前述の第 2 章の1911/12年冬学期を参考にしつつ、検討しよう。神学・法学が依然として女性に人気がないこと、そのなかでも法学がわずかにせよ増えていることは、上記の職業事情が関係していよう。男性のもとで、戦前からヴァイマル中期25/26年にかけて神学・医学が減り、法学が増えたのは、戦後国家公務員の需要が高ま

〔表2〕ドイツ総合大学におけるドイツ国籍学生の専門分野別の人数割合（％）

☆〔表記について〕それぞれの専門分野について、全－全学生数のなかでのその分野の割合、男－全男子学生のなかでのその分野の割合、女－全女子学生のなかでのその分野の割合、（例えば）女/神全－神学全体のなかでの女子の割合を表す。文全－文学・言語・歴史全体、数全－数学・自然科学全体を表す。

	神 学				法 学				医 学				歯 学			
	全	男	女	女/神全	全	男	女	女/法全	全	男	女	女/医全	全	男	女	女/歯全
1925/26冬学期	5.4	6.1	0.8	1.7	28.7	31.7	6.1	2.5	11.9	11.3	16.4	16.3	1.5	1.5	1.4	11.5
1931 夏学期	8.5	10.1	1.7	3.7	20.4	23.6	6.6	6.0	20.6	20.5	21.1	19.0	5.9	5.9	6.0	19.0
1932/33冬学期	10.0	11.8	1.8	3.4	17.9	20.6	5.8	6.0	25.9	31.5	28.8	20.7	6.9	6.8	7.4	20.0

	薬 学				文学・言語・歴史				数学・自然科学				そ の 他			
	全	男	女	女/神全	全	男	女	女/法全	全	男	女	女/医全	全	男	女	女/歯全
1925/26冬学期	2.5	2.2	5.1	23.7	12.7	9.8	34.6	32.3	12.0	11.6	14.7	14.5	25.3	25.8	20.9	9.9
1931 夏学期	1.1	1.0	1.6	26.4	14.7	11.5	28.6	36.3	12.3	11.8	14.6	22.0	16.5	15.6	19.8	22.6
1932/33冬学期	1.7	1.5	2.6	28.7	11.8	9.0	23.6	37.4	10.5	10.2	11.8	21.0	15.3	8.9	18.2	20.9

出典：Titze, Datenhandbuch, Bd. I, 1. Teil, S. 105, 107, 110f., 129-132, 145-153 より作成。〔その他〕は、経済学、農学、商学、工学、体育、音楽などである。

ったことが影響していよう。25/26年から32/33年にかけて、逆に法学から神学・医学にシフトして先祖返りの様相を呈しているのは、公務員・司法界に過剰現象が強まったのであろうか。下記に述べる医学界における女性排除の空気の強化は男性の医学志向の強化とも関係していると思われる。女性は、医・歯専攻において、戦前よりは飛躍的に増加し、ヴァイマル期も漸増している。文学・言語・歴史は、女性の専攻率において1911/12年から32/33年へと半減しているが、しかし依然として女性に最も好まれている専攻分野である。中等学校教員志望や一般教養修得願望の反映であろう。数学・自然科学も、男性よりも相対的には女性に好まれた分野であり、中等学校教員志向が強いのであろう。最後に、男性は「その他」の分野が減少していくのに対して、女性は増加している。女性は新しい学問分野として既成の学部・専攻から分離してきた国民経済学、政治学などにも関心を示し始めたのである²⁸⁾。

社会的出自に移ろう。〔表3〕を見ると、帝政期と同じくヴァイマル時代も女性は教養市民層（アカデミック職業）出身者において男女全体より過剰代表され、それはどの専攻分野にも該当するが、全体的にも女性も、相対的にはその層出身者は漸減傾向にある。所有市民層（大土地所有者・富農、大・中・小企業家・商工業）出身者は激減していく。医学においても、両社会層出身者は漸減していく。中小農家・職員・労働者出身者においては、女性は過少代表されている。興味深いのは、中下級官吏（非大学卒）出身者である。女性は過少代表されているが、ヴァイマル時代には全体割合との差は縮まっている。総じて中下級官吏出身者は文学・言語・歴史、数学・自然科学においては男女ともに40%前後に増えている。中等教育機関の拡大のもとで大学卒中等学校教員になる、という生き方が中下級官吏出身の男女にとって魅力ある選択となったのであろう。この層に

[表3] プロイセン邦総合大学学生（全体・主な専門分野別・性別）の社会的出自の割合（%）

		校・ 等学校 ・ 職名 など	裁判官・ 検事・ 高 級官僚・ 大学・ 中 学・ 教師・ 将	医師・ 弁 護士を 含 む 自由 業	農 大 土 地 所 有 者 ・ 富	家 大 ・ 中 ・ 小 企 業 ・ 商 工 業	中 下 級 官 吏	中 小 農 家	職 員	労 働 者	そ の 他	総 計
全 学 生	1908/09 冬学期	全体 女子	16.29 37.02	5.53 8.25	4.49 4.56	37.59 35.61	24.80 8.95	5.71 0.35	3.72 2.11	0.40 0.00	1.47 3.15	100.0 100.0
	1925/26 冬学期	全体 女子	14.66 21.30	8.04 11.43	2.75 1.51	26.89 26.00	28.09 26.23	5.10 1.84	11.13 9.77	1.66 0.52	1.68 1.40	100.0 100.0
	1932/33 冬学期	全体 女子	14.02 21.11	8.30 11.02	1.02 1.05	21.17 20.40	33.60 29.89	4.51 2.54	13.22 11.69	3.19 1.16	0.97 1.14	100.0 100.0
	1925/26 冬学期	全体 女子	13.41 18.28	18.59 14.26	2.34 2.38	27.10 35.28	21.53 17.73	4.77 1.10	9.34 7.31	0.74 0.37	2.18 3.29	100.0 100.0
文 言 歴	1925/26 冬学期	全体 女子	14.05 22.87	4.72 8.59	0.88 1.52	22.05 21.56	35.66 31.89	5.90 2.02	12.17 9.81	3.21 0.79	1.36 0.95	100.0 100.0
	1932/33 冬学期	全体 女子	11.09 20.07	4.26 7.24	0.31 0.99	16.84 17.48	43.69 36.33	4.31 2.21	14.00 12.60	4.45 1.60	1.05 1.48	100.0 100.0
数 ・ 自 然	1925/26 冬学期	全体 女子	14.12 21.54	5.39 6.65	0.68 1.06	18.42 19.68	41.61 34.31	4.37 1.33	11.66 13.30	2.59 1.06	1.16 1.07	100.0 100.0
	1932/33 冬学期	全体 女子	9.78 15.42	3.22 5.56	0.65 0.95	19.33 13.67	41.11 40.70	5.02 5.88	15.29 13.67	4.57 1.91	1.03 2.24	100.0 100.0

出典：Titze, Datenhandbuch, Bd. I, 1. Teil, S.241, 250f., 256-259, 266-271 より作成。[文言歴] は文学・言語・歴史を、[数・自然] は数学・自然科学を表す。

は、就学機会は拡大されたが、人口のなかで多数を占める労働者層には大学の門は閉ざされたままであったのである。

学生の所属宗派をみよう。[表1] に見るようにヴァイマル時代も学生のなかで占めるユダヤ教徒の割合は人口に占めるユダヤ教徒の割合の4倍近くであり、ユダヤ教徒学生のなかでは、女性は1/3を占めている。

学生の年齢・在学ゼメスターに関して言えば、女子学生は平均すれば男子学生より高齢だが、在学ゼメスターは短い。次に入学前に在学していた中等教育機関を比較してみれば、以下のようになる。29/30年冬学期の場合。ギムナジウム(系) - 男41.7%, 女7.7%, 実科ギムナジウム(系) - 男25.6%, 女31.7%, 高等実科(系) - 男21.7%, 女23.7%, 上級高等女学校 - 男0%, 女23.7%。男子は両古典語を学ぶギムナジウムが圧倒的であり、女子はギムナジウム以外が優勢であり、23年の改革で新たに登場した、上級高等女学校からの進学が定着しているのを見ることが出来る²⁹⁾。しかしこれは、古典語を学修しない学校であり、男女の既習学習能力の差を感じさせる。

以上、数字にしたがって女子学生の状況を検討してきたが、当時なされた、または近年体験者から聴取したアンケートを分析した研究に基づいて、当時の女子学生像を簡単に描いておこう。男子学生や男性教授による女子学生差別に関しては相反する見解がみられ、差別に覆われていたわけで

はないことが推察される。むしろジャーナリズムが、女子学生を一方で可愛げがなく、鼻眼鏡をして本を抱えた味気ない「知的獣」と揶揄すれば、他方でおしゃれと恋愛を楽しむふしだらで大学に場違いな存在と揶揄して過剰に話題にのせたことが、女子学生自身のアイデンティティや世論によくない影響を与えたと思われる。マリアンネ・ヴェーバーが1917年に述べていたような「新しい世代」群は広がりつつあった。女子学生のなかでは諸学生団体に属する者は少なく、第2章に記した非政治的組織への所属も10%程度であった³⁰⁾。

5. ヴァイマル末期における女性の大学教育の危機

1929年の世界恐慌による経済の破綻、600万人に上る失業者の存在、議会主義的統治の機能麻痺といった政治的経済的危機のなかで、軌道に乗りかけたかに見えた女性の大学教育は危機に陥る。危機は「外から」だけではなく「内から」も発生した。

まず「外から」のイデオロギー攻撃がある。既に女性の大学教育について、解剖学的・生物学的な性差に基づいた差別的発言や社会的・文化的性別役割分担思想に基づいた差別的発言が繰り返されたことをみてきたが、ヴァイマル末期に、人口学的民族優生学的発想からの女性差別思想が大手を振って登場してくる。一方で1910年頃から始まった出生率の低下に歯止めがかからず、その上戦死の影響も加わって人口減少がドイツ民族の将来にもたらす不安、他方で働く女性の増大や性規範の乱れにより「家庭の安逸」が脅かされていることへの不安などから、「健全な民族体」の再生に果たすべき女性の役割が強調されたのである。女子学生に対しては、例えば以下のように攻撃された。女性の大学進学は、自身の非婚または晩婚により出生率を低下させるだけではなく、男性の職場を奪うことによって男性の結婚をも妨害することになって、民族の生物学的将来に対する二重の危険要因である³¹⁾、と。ドイツ版女子大生亡国論である。

「外から」の攻撃の第二は、男性教養市民層や政府による女性の大学やアカデミック職業からの締め出しである。恐慌による労働市場の狭隘化と学生数の膨張により、ヴァイマル末期には「過剰危機」「アカデミックプロレタリアート」といった言葉がジャーナリズムや大学で飛び交った。アカデミック職業の展望の暗さや女性の締め出しについても各所で語られた。例えば、32/33年の冬にはアカデミカーの未就職者は10万人になるであろう、と言われ、医師の団体は将来女性の医師には5%だけを割り当てることにする、と決め、また医学生団体の、女子の入学生を5%にせよ、と要求した。中等学校教員については、女性は女子学校でのみ教えるべきだ、と議論された。こうした女性排除の頂点として、1932年5月30日の国会において既婚女性公務員の解雇を容認した「女性公務員の法的地位についての法」が、可決された。この憲法違反の法律に反対したのは共産党のみであった³²⁾。

「内から」の危機というのは、自立した女性や女性の大学教育を敵視するナチスの傘下に女子学生が入っていったことである。女性が総体的に見て、能動的であれ受動的であれナチスの支持者であったことは今日周知のこととされており、学生が総体として、ヒトラーの政権掌握前にナチスの主力部隊になったことは、筆者が既に明らかにしたところである³³⁾。この両者から女子学生がナチ

スに加担するのは当然ともいえなくはないが、大学教育やアカデミック職業をめぐって女子学生は男子学生・男性教養市民層から鋭く攻撃されていた事実を照らせば、女子学生のナチス加担は興味をそそられる問題である。

女子学生にとっては何が問題であったのか。ナチス女子学生活動共同体は、ナチス学生同盟(1926年発足)から女子学生を分離するために1930年8月に創設された。組織的にはナチス学生同盟委員長の指揮下におかれ、創設時自治会執行部に議席をもっていた女子学生は、同盟所属の男子学生に交替させられて、今後は女子は自治会選挙には立候補出来ないと言渡された。ナチス女子学生共同体には1932年末に750人の女子学生が所属し、それは諸単科大学を含む全大学の女子学生の4.1%であった。ちなみに同じ頃ナチス学生同盟所属の男子学生は8,000人で全男子学生の8.2%であった。全ナチス学生のなかで女子は9.4%である³⁴⁾。

ナチス女子学生共同体の思想と活動の詳細については続稿に譲らねばならないが、ナチス政権発足前の思想を簡潔に述べておこう。彼女たちはこう主張する。女性の大学教育を拒否して純粋に生活者に格下げすることを目指すのではない。「一面的な専門学者」になるのではなく、「女性の内面的本質」に基づいて、家庭・職業において、男性とともに、そしてまた手仕事する人や商店員、タイピストとともに共同の仕事をすることによって、「民族共同体」に編成されて民族に奉仕し、義務を果たすことを目指しているのである、と。すなわち男を敵視した女性運動に対して、その「本質」を受け継ぎつつも男を包含して女性運動を「健全な基盤」にもどすのである³⁵⁾と。ここには男子学生と同じく、自分たちの学ぶ学問が生と隔絶していることへの批判がある。男子学生に強烈であった人種主義は見られないわけではないが、それほど強くはないのは、確固とした「若き教養市民層」の位置にある男性と新参者の女性の違いといえよう。ナチスは政権獲得数ヵ月後に女子学生とユダヤ教徒学生の入学者制限を実行し、1935-36年に女性法律家を締め出し、既婚女性を保険医から排除した。

おわりに

以上見てきたように、ブルジョア女性運動の熱心な努力に支えられて、ドイツにおいては1909年に、他国に遅れて女性にも大学の門戸が開放された。ヴァイマル時代には、女子学生は全学生の20%を占めるまでに急速に増加した。しかし、アカデミック職市場の狭隘化のもとで、女性は大学教育とアカデミック職から退却させられた。女子学生のなかから反知性主義のナチスに走る者も出てきた。

こうした事態を招来した要因は、何よりも新参者である女性に対して、自己の社会的身分を保持しようとする男性教養市民層の女性差別の姿勢にあったと考えられる。女性の大学教育の危機は、このように身分的階層として崩壊に直面しつつある男性教養市民層と支配的エリートである彼らを支えた政府の政策により引き起こされたのである。エリートの隊列にようやく自己の力で参入できる機会を得た女子学生は、伝統的性差別に加えて身分的危機により増幅された性差別により徹底的に叩かれたのである。

【注】

- 1) 最も早くこの問題に着目したのは M.H. Kater, "Krisis des Frauenstudiums in der Weimarer Republik", *Vierteljahrsschrift für Sozial- und Wirtschaftsgeschichte*, 59-2, 1972, S. 207-255. その後の主な研究として G. Benker/S.Strömer, *Grenzüberschreitungen*, Pfaffenweiler 1990; L.Mertens, *Vernachlässigte Töchter der Alma Mater*, Berlin 1991; C. Huerkamp, *Bildungsbürgerinnen*, Göttingen 1994.
- 2) 教養市民層については以下を参照。望田幸男「『教養市民層のドイツ』と中等教育」『歴史評論』577, 1998年, 拙著『若き教養市民層とナチズム—ドイツ青年・学生運動の思想の社会史』名古屋大学出版会, 1996年, 1-6, 28-52頁。資格社会については以下を参照。望田幸男『ドイツ・エリート養成の社会史—ギムナジウムとアビトゥーアの世界』ミネルヴァ書房, 1998年, 1-28頁。
- 3) Vgl., H. Titze, *Datenhandbuch zur deutschen Bildungsgeschichte*, Bd. I, 2. Teil, Göttingen 1995, S. 42; A. Schlüter (Hg.), *Pionierinnen Feministinnen Karrierefrauen?*, Pfaffenweiler 1992, S. 115.
- 4) L.Boehm, "Von den Anfängen des akademischen Frauenstudiums in Deutschland", *Historisches Jahrbuch*, 77, 1985, S. 306-313; A. Salomon, "Hochschule und Frauenbewegung", *Das akademische Deutschland* Bd. III, Berlin 1930, S. 422.
- 5) F. Glaser/U. Herrmann, "Konkurrenz und Dankbarkeit", *Zeitschrift für Pädagogik* (以下, *ZfPä* と記す) 34-2, 1988, S. 210f.
- 6) C.Huerkamp, "Frauen, Universitäten und Bildungsbürgertum", H.Siegrist (Hg.), *Bürgerliche Berufe*, Göttingen 1988, S. 202.
- 7) H. Titze, "Die zyklische Überproduktion von Akademiker im 19. und 20. Jahrhundert", *Geschichte und Gesellschaft* (以下, *GG* と記す) 10, 1984, S. 97-108; 拙著, 39-41頁。
- 8) Vgl. Huerkamp, "Frauen", S. 201ff.
- 9) B. Greven-Aschoff, *Die bürgerliche Frauenbewegung in Deutschland 1894-1933*, Göttingen 1981, S. 55, 72; B. Clemens, "Menschenrechte haben kein Geschlecht!", Pfaffenweiler 1988, S. 35-76; U.フレーフェルト, 若尾祐司他訳『ドイツ女性の社会史』晃洋書房, 1990年, 111頁, Glaser/Herrmann, S. 205f.
- 10) H. Dohm, *Die wissenschaftliche Emanzipation*, Berlin 1874. Nachdruck Zürich 1982, S. 9ff., 27f.
- 11) 以下を参照。姫岡とし子『近代ドイツ母性主義フェミニズム』勁草書房, 1990年, 1-78頁, 田村雲供「近代ドイツの女子中等教育と女性教員」望田幸男編『国際比較・近代中等教育の構造と機能』名古屋大学出版会, 1989年, 127-141頁, R.ベリング, 望田・対馬・黒田訳『歴史のなかの教師たち』ミネルヴァ書房, 1987年, 98-111頁, フレーフェルト, 113-118頁, 吉岡い

- ずみ「女性教員職の成立と女性教員団体」望田幸男編『近代ドイツ＝「資格社会」の制度と機能』名古屋大学出版会，1994年，128–133頁，Huerkamp, "Frauen", S. 206; H. Lange, "Unsere ersten Abitrientinnen", *Die Frau*, 3. Jg., 1895/96, S. 449f.
- 12) H.-J. Apel, "Sonderwege der Mädchen zum Abitur im Deutschen Kaiserreich", *ZfPä* 34–2, 1988, S. 137–176, 181–183; Salomon, S. 421.
- 13) H. Lange, "Die Reform der höheren Mädchenschule in Preußen", *Die Frau*, 13. Jg., 190/06, S. 321–328.
- 14) Huerkamp, *Bürgerinnen*, S. 176, 232.
- 15) G. Einsele, "《Kein Vaterland》 Deutsche Studentinnen im Züricher Exil (1870–1908)", Schlüter (Hg.), S. 9–14.
- 16) Huerkamp, "Frauen", S. 205ff; Tytze, *Datenhandbuch*, S. 42, 104, 106, 110, 116, 122, 140. Vgl., Huerkamp, *Bildungsbürgerinnen*, S. 92–113.
- 17) C. Huerkamp, "Jüdische Akademikerinnen in Deutschland 1900–1938", *GG* 19, 1993, S. 311–317; S. Volkov, "Jüdische Assimilation und jüdische Eigenart im Deutschen Kaiserreich", *Ebd.* 9, 1983, S. 344–348; K. Frankenthal, *Jüdin, Intellektuelle, Sozialistin*, Frankfurt/M 1985, S. 1–25.
- 18) F. Schulze/P. Ssymank, *Das deutsche Studententum*, München 1932, S. 403f.
- 19) M. Weber, "Die Beteiligung der Frau an der Wissenschaft" (1904), Ders., *Frauenfrage und Frauengedanken*, Tübingen 1919, S. 7f. Vgl., G. Bäumer, "Die "undankbaren" Studentinnen", *Die Frau* 15. Jg., 1907/08, S. 39–42.
- 20) M. Weber, "Vom Typenwandel der studierenden Frau" (1917), Ders., S. 179–184, 192f., 200.
- 21) 吉岡, 前掲論文, 137頁。
- 22) R. Feyl, *Der lautlose Aufbruch. Frauen in der Wissenschaft*, Köln 1994 (Erste Aufl. Berlin 1981), S. 27; Schlüter (Hg.), S. 87–92, 155ff.; Salomon, S. 422; Benker/Strömer, S. 78; Huerkamp, "Frauen", S. 215.
- 23) Richter S. von Hasseln, "Die Zulassung der Frau zum Richteramt–Thema des vierten Richtertages 1921", *Deutsche Richterzeitung* 62, 1984, S. 12–15; S. Bajohr/K. Rödiger-Bajohr, "Die Diskriminierung der Juristin in Deutschland bis 1945", *Kritische Justiz* 13, 1980, S. 40–45; Huerkamp, "Frauen" S. 214f; Glaser/Herrmann, S. 211f, 221.
- 24) *Ebd.*, S. 220.
- 25) Titze, *Datenhandbuch*, S. 42f, 47, 50, 53, 55, 57, 59, 61, 64.
- 26) Huerkamp, *Bildungsbürgerinnen*, S. 176–182, 239ff.
- 27) P. ルントグレーン, 望田幸男監訳『ドイツ学校社会史概観』晃洋書房, 1995年, 175–177頁, Huerkamp, "Frauen", S. 211f.; フレーフェルト, 166頁; Titze, *Datenhandbuch*, S. 73, 173; G. Neghavian, *Frauenschule und Frauenberufe*, Köln/Weimar/Wien 1993, S. 109–133.
- 28) Vgl., Benker/Strömer, S. 73–83; Titze, "Die zyklische Überproduktion", S. 102ff.;

- Huerkamp, "Frauen", S. 210f.; Ders., *Bildungsbürgerinnen*, S. 92–113.
- 29) H. Graven, "Gliederung der heutigen Studentenschaft nach statistischen Ergebnissen", *Das akademische Deutschland*, S. 323f., 330f.
- 30) Vgl., Kater, S. 222–245; Huerkamp, "Frauen", S. 215ff; Benker/Strömer, S. 59–70, 133–157; Schlüter (Hg.), S. 169–178.
- 31) W. Hartnacke, *Bildungswahn-Volkstod!*, München 1932, S. 75. さらに参照, C. Usborne, *Frauenkörper Volkskörper*, Münster 1994; D.ポイカート, 小野・田村・原田訳『ワイマル共和国』名古屋大学出版会, 1993年, 77–79, 84–92頁, 姫岡, 前掲書, 132–148頁。
- 32) 拙著, 379頁; Kater, S. 217f.; H. van den Bussche, *Im Dienste der Volksgemeinschaft*, Berlin 1989, S. 28–32; Benker/Strömer, S. 46–50; Mertens, S. 93.
- 33) 以下を参照。井上茂子「ナチズム研究における女性史」上・下『姫路獨協大学外国語学部紀要』5・7, 1993・94年, H. Kundrus, "Frauen und Nationalsozialismus", *Archiv für Sozialgeschichte* 36, 1996, S. 481–199; 拙著, 304–388頁。
- 34) Kater, S. 245ff., 254f.; H. -J. Arendt/S. Hering/L. Wagner (Hg.), *Nationalsozialistische Frauenpolitik vor 1933. Dokumentation*, Frankfurt/M 1995, S. 54ff., 138–171; H. Manns, *Frauen für den Nationalsozialismus*, Opladen 1997, S. 151–188.
- 35) 例えば, H. Förster, "Nationalsozialismus und die deutsche Studentin", *Die Bewegung*, 2–33 (16. Dez. 1930); M. Diers, "Akademikerin und Politik", *Ebd.*, 3–1 (8. Jan. 1931); L. Kopittke, "Die nationalsozialistische Studentin als Trägerin einer neuen Frauenbewegung", *Ebd.*, 3–8 (24. Feb. 1931).

Öffnung, Zuwachs und Krisis des Frauenstudiums in Deutschland

—Eine Sozialgeschichte des Frauenstudiums am Ende
des 19. Jahrhunderts und in der Weimarer Republik—

Eiko TAMURA*

Im Vergleich zu anderen europäischen Staaten und den USA kam das Frauenstudium in Deutschland erst mit einer auffälligen Verspätung zum Durchbruch. Die Zulassung zur ordentlichen Immatrikulation wurde zwischen 1900–1909 im ganzen Deutschen Reich gewährt.

Fortan gab es für Frauen einen Weg, aufgrund eines Studiums selber akademische Berufe, also Ärztin, Oberlehrerin oder Juristin, zu ergreifen und dadurch den Status einer Angehörigen des Bildungsbürgertums zu erreichen.

In den Gruppen der Hochschullehrer, Juristen und Ärzte bestanden offenbar starke Vorbehalte gegenüber studierenden Frauen. Dagegen forderte die bürgerliche Frauenbewegung sehr eifrig ein ordentliches Universitätsstudium für Frauen und die grundsätzliche Reform des Mädchenschulwesens.

Am Anfang des Frauenstudiums gab es im Sozialprofil der Studentinnen eine Reihe von Besonderheiten. Erstens rekrutierten die Studentinnen sich in weit stärkerem Ausmaß aus akademischen Elternhäusern. Bei den Studentinnen im Wintersemester 1908/09 erreicht dieser Anteil 37.02%. Das ist doppelt so viel wie bei sämtlichen Studenten. Zweitens bemerken wir die enorme Überepräsentanz jüdischer Studentinnen. Drittens war bei der Fächerwahl das Gewicht der Philosophischen Fakultät mit 70% ungleich größer. Medizin war das zweite beliebte Fach.

In der Weimarer Republik hatte das Frauenstudium sich rasch entwickelt. Der Anteil der studierenden Frauen an der Gesamtstudentenschaft stieg von 9.5% (1918/19) auf 18.6% im Sommersemester 1931. Die soziale Rekrutierung der Studentinnen aus dem Bildungsbürgertum nahm allmählich ab. Dagegen stieg die Rekrutierung aus dem mittleren -und unteren Beamtentum wie bei den männlichen Studenten auffällig. Als das Frauenstudium eben anfang, verwurzelt zu sein, konzentrierten sich die Widerstände der männlichen Akademiker darauf, den Frauen die Gleichberechtigung im Beruf zu verweigern. Während der Weltwirtschaftskrise verstärkte sich diese Tendenz. Die studierenden Frauen hatten immer weniger Laufbahnaussichten. Hier gerief das Frauenstudium in die Krisis.

* Fakultät für Kultur und Erziehung an der Universität Saga

